令和８年度　滋賀地方最低賃金審議会
第２回 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金 専門部会
議事録

開催日時	令和８年 10 月５日（月）午後１時 28 分～３時 43 分
開催場所	滋賀労働局　６階共用会議室
出席状況	公益代表委員　出席３人　（定数３人） 労働者代表委員　出席３人　（定数３人） 使用者代表委員　出席３人　（定数３人） 事務局　４人
出席者	公益代表委員　佐野洋史　堀田直美　松田有加 労働者代表委員　旭　光輝　相澤三千代　中村陽介 使用者代表委員　有森淳三　池田　健　中村　淳 事務局　青木労働基準部長　大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐　遠藤労働基準監督官
主要議題	・滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について ・その他
議事録	別紙のとおり

○佐野部会長

ただ今から、第２回専門部会を開催いたします。

はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から２点申し上げます。

１点目は、本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録をホームページで公開することを、お知らせします。

なお、傍聴の申込を受け付けたところ、傍聴を希望される方はおられませんでしたので、ご報告いたします。

次に２点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員３名の計９名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の３分の２以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立をしていることをご報告いたします。

以上です。

○佐野部会長

では、議題（１）「滋賀県窯業・土石製品製造業 最低賃金の改正決定について」です。

前回の専門部会では合意に至らず、労使各側で、更にお考えいただいたと思いますので、今回も、労使それぞれとの個別協議を行いたいと思います。

前回の専門部会終了の際、今回の個別協議を労働者側から行うことを確認しております。労働者側は、協議を始めるに当たって、検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○相澤委員

20 分ほどお願いします。

○佐野部会長

それでは、専門部会を一時休会として、公･労の個別協議を 13 時 50 分から行います。

事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

本日の待機していただく部屋は、労働者側は４階打合せ室、使用者側は５階基準部長室を用意しており、それぞれ、職員がご案内いたします。では、移動の方お願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○佐野部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日も前回に引き続き個別協議を行い、労使双方からご意見をお伺いしました。

個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側からは、連合の春闘回答集計結果における有期・短時間労働者の賃上げ額等を根拠に金額提示がありました。使用者側からは、連合の春闘回答集計結果における 300 人未満企業のベースアップ率等を根

拠に金額提示がありました。労使双方に歩み寄っていただきましたが、合意には至りませんでした。

使用者側からは、本日、これ以上の金額提示がないとのことですので、本日の協議はここまでといたします。

次回は、使用者側からの個別協議で始めます。

なお、次回の第３回が、最終の専門部会ですので、結審できますよう、労使共に歩み寄りをよろしくお願いします。

最後に、議題（２）「その他」ですが、皆様から何かございますでしょうか。

〔意見等なし〕

ないようでしたら、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

第３回の専門部会は、10 月 22 日（木）午前９時 30 分からこの会議室で開催いたします。

以上です。

○佐野部会長

それでは、これで第２回専門部会を終了します。お疲れ様でした。